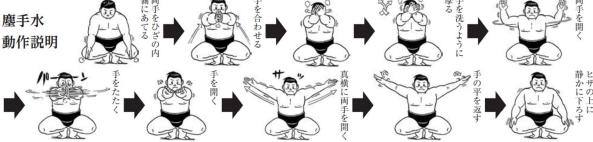
### 試合の前後の所作

## - 土俵に上がってから下りるまで-

※大相撲の所作とは異なる点があります。



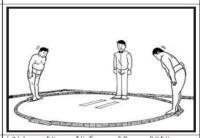


塵手がは世代堂々と素手で鞭うことを相手に伝える意思表示です。腰を下ろす蹲踞は相手を敬う(想いやる)ことを装し、掌を擦り合わせてたたく動作は手を清めること、両手を左右に広げて掌を見せる動作は武器を持っていないことを装します。





⑩勝負の決定



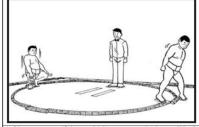
可立れ

勝負が決まると、主審が東西の勝者側に 腕を挙げる。両者は徳俵内側へ戻る。

主審の「礼」の合図でお互いに立礼する。

# ③勝名乗り

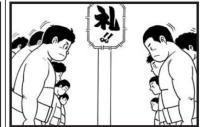
# (4)選手全員で礼、退場



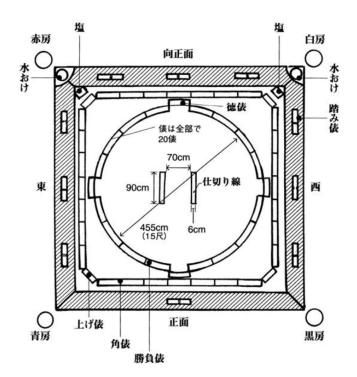
勝者はその場所に蹲踞する。敗者は土俵 を下りる。



りを受けたら勝者は目礼する。目礼後、 土俵を下り、誘導係員の指示に従う。



主審から「東(もしくは西)」、と勝名乗しすべての試合が終了したら、アナウンス と誘導係員の指示に従い退場する。



## ◎仕切り線

仕切り線は昭和3年一月場所より土俵に引かれま した。仕切り線ができたことで、どの取組も同じ 位置で仕切りが行われるようになりました。

## ◎土俵の大きさ

昭和6年に土俵の直径が3m94cm(13尺)から 董径4 m 55 cm (15 尺) に広がりました。その頃 の男性 (17 才) の平均身長と体重が 161 cm、53 kg。 それが現代では 171 cm、63 kgと、体が大きくなっ ていることがわかります。

# ◎土俵上での作法

昔から土俵は神様がいる神聖な場所とされ、土俵 上での礼、塩まき、勝名乗り等の作法は一つ一つ ごしく行うことが大切にされています。また、 蹲 またれいなどは相手に対して敬意や感謝を表す作法で す。

## 禁じ手・禁じ技

次に挙げる各行為は、相手に危害を与える危険な手や技であり、禁じられています。 ※大相撲の禁じ手とは異なります。

危険な行為を禁じることで、運動競技としての相撲が成り立ってきました。 試合で禁じ手・禁じ技を用いた場合は取り直しや反則負けとなることがあります。

## 禁じ手



## 禁じ技

<b>売り接</b>	河津掛け	鯖折り
(相手が) 受け身をとれない。 後頭部を強打する。 首を痛める。	(相手が) 受け身をとれない。 後頭部を強打する。 靭帯を損傷する。	(相手が) 腰を痛める。 膝を痛める。
極め出し	がっしょう <b>合掌</b>	鴨の入れ首
(相手の) 肘を痛める。	(首分の) 手が外せなくなる。 手の指を音折する。 (相手が) 腰を痛める。	(相手の) 首を痛める。
後頭部を相手の腹部につける		



(相手の) 首を痛める。

## 決まり手

主な技は次の通りです。

これらの技の他にも決まり手があり、すべて合わせると82手と5つの勝負結果になります。

①突き並し	②押し売し	③寄り切り
突っ張って相手を後ろに働す。	両手や鎖を押しつけ、土俵外に運ぶ。	組んで寄って相手を土俵外に出す。
④上手換げ	⑤芐≨換げ	⑥小手換げ
<b>外側からまわしをつかみ投げて転がす。</b>	差し込んだ下手でまわしをつかみ投げる。	和手の差し手を上から抱えて投げる。
⑦掬い換げ	⑧上手出し換げ	⑨ 下手 直し 換げ
和手の腕を脇の下からすくって投げる。	全手まわしで引っ張り <u>塩</u> すように投げる。	下手で相手を引きずるように投げる。



#### 審判規定(日本相撲連盟審判規程:抜粋)

#### (1)審判員及び任務

- ①審判員の構成は、審判長、主審及び副審4名 (計6名) とする。(第2条)
- ②競技の勝負判定は、当該審判員に限る。(第3条)
- ③審判長又は副審が主審の勝負判定に対して異議 又は疑義がある場合においては、協議を行うも のとする。(第6条)

#### (2)勝ち負けのルール

- ア)次の場合は勝とする。(第7条)
- ①相手選手を先に勝負俵の外に出した場合
- ②相手選手の足の裏以外の一部を先に土俵につ けた場合
- イ)次の場合は、審判員の協議により当該選手を 負けとする。(第9条)
- ①負傷等により、競技続行が不可能と判定され た場合
- ②禁手を用いた場合又は用いたと判定された場合
- ③選手が勝手に競技を中止した場合
- ④審判員が故意に立たない選手と認めた場合
- ⑤審判員の指示に従わない場合
- ウ) 競技中まわしの『前ぶくろ』が解けてはずれ た場合は、負けとする。(第13条)
- (3)禁手とは、次の各号のことをいう。(第10条)
  - (禁手が用いられたときは、主審は直ちに競技を 中止させる)
  - ①拳で殴ること。
  - ②胸部、腹部等を蹴ること。
  - ③目、水月等の急所を、拳又は指で突くこと。
  - ④頭髪をつかむこと。
  - ⑤咽喉をつかむこと。
  - ⑥前ぶくろ(前立禅)をつかむこと、又は横から 指を入れて引くこと。
  - ⑦一指又は二指を折り返すこと。
  - ⑧噛むこと
- (4) 『張り手』が用いられた場合は、直ちに競技を中止し審判員の協議により処置する。(第11条)
  - ①全審判員が故意に用いたと判定した場合は、負 けとする。
  - ②審判員のうち故意によるものでないと判定した 者がいる場合は、取り直しとする。

- ③取り直しとなった勝負において、同一選手が再 度用いた場合は、故意、過失にかかわらず負け とする。
- ④ 『張り手』とは、選手本人の肩幅の外側から相 手の顔面を張ることをいう。
- (5)禁じ技(日本相撲連盟審判規程補則:抜粋)
  - ア) 危険を防止するため、次の技を『禁じ技』と する。(第1条)
    - ①反り技(居反り・欅反り・撞木反り・掛反り・ 外欅反り)
    - ②河津掛け
    - ③さば折り
    - ④極め出し・極め倒し(かんぬき)
  - イ) 『禁じ技』が用いられた場合は、直ちに競技 を中止し、取り直しとする。(第2条)
  - ウ) 『禁じ技』で勝負が決まった場合は、審判員 の協議により取り直しとする。(第3条)
  - エ) 同一選手が『禁じ技』を二度用いた場合は、 審判員の協議により負けとする。(第4条)
  - (6)危険な組み手(日本相撲連盟審判規程補則:抜粋)
    - ア) 危険を防止するため、次の状態を、『危険な 組み手』とする。(第5条)
      - ①脇に入った相手の首を極めること。 (抱え込む)
      - ②後頭部を相手の腹部につけること。 (突っ込む)
      - ③鴨の入り首
    - イ)『危険な組手』となった場合は、直ちに競技 を中止し、取り直しとする。(第6条)
    - ウ) 同一選手が『危険な組手』(鴨の入首を除く) を二度用いた場合は、審判員の協議により負け とする。(第7条)

#### (7)立ち会い

立ち会いは、主審のかけ声によって立ち合わせるものとする。(第14条)

- ①立会いは、両手をついて主審のかけ声によって 立つものとする。「待った」は原則として認め ない。(本大会の特別規程)
- (8)競技開始後3分を経過しても勝負が決しない場合 は、競技を中止し、直ちに『取り直し』とする。 (第17条)
  - ①2番後取直しとする。(本大会の特別規程)